# 2021 年度 DRP 検討委員会 第 3 回会合議事録(案)

日時: 2021年10月1日(金) 13:00~15:00

場所: リモートでの開催

#### 1. 議題:

1. 2021 年度 DRP 検討委員会第2回会合議事録(案) について

- 2. JP-DRP の多言語化及び WIPO との提携などについて
- 3. 今後のパネリスト候補者研修について
- 4. 情報公開代行サービスについて
- 5. その他

#### 2. 資料一覧:

資料 1 2021 年度 DRP 検討委員会第 2 回会合議事録 (案)

資料 2 JP-DRP の多言語化及び WIPO との提携などについて

資料3 2021年度パネリスト候補者研修について

資料 4 情報公開代行サービスに関する資料抜粋

参考資料 2-1 JP ドメイン名紛争処理パネリスト候補者研修資料

参考資料 2-2 JP 裁定例分析 1 (配布用)

参考資料 2-3 PFjipac 研修

参考資料3 ケーススタディの事案選定のための裁定リスト

## 3. 出席者(50音順)(敬称略)

|               | 氏名    | 所属                                 |
|---------------|-------|------------------------------------|
| DRP 検討委員会 委員長 | 井上 葵  | アンダーソン・毛利・友常 法律事務所 外国法             |
|               |       | 共同事業 弁護士                           |
| DRP 検討委員会 委員  | 卜部 晃史 | 弁護士法人 瓜生・糸賀 法律事務所 弁護士              |
| DRP 検討委員会 委員  | 早川 吉尚 | 立教大学 教授/弁護士                        |
| DRP 検討委員会 委員  | 山口 裕司 | 大野総合 法律事務所 弁護士<br>日本知的財産仲裁センター運営委員 |
| 担当理事          | 曽根 秀昭 | JPNIC 常務理事 DRP 担当                  |

JPNIC 事務局: 林 宏信、前村 昌紀、山崎 信

4. 傍聴

JPRS 1名、JPNIC 1名

5. 議事

13 時に井上委員長により開会された。

議題1.2021年度第2回会合議事録(案)について

・2021 年度第 2 回の議事録については、事前に送付してもらっており、一部委員の意見も 反映されているが、一両日中に、特段の意見などなければ確定とする。(井上)

議題3、今後のパネリスト候補者研修について (議題3と議題2は順序を変えて議論)

- ・昨年度2回、本年度はすでに2回開催したが、少なくとも半年に一度の頻度でコンスタントに開催することが望ましい。
- ・パネリスト候補者は、任期を定めていなかったが、2019 年度から 3 年の任期を定め、現在のパネリスト候補者は全員 2021 年度末で任期が切れる。昨年新たなメンバーを追加したこともあり、2022 年度からは、退任する候補者はいるかもしれないが、原則現在のメンバーを継続する予定である。
- ・研修の内容としては、パネリスト候補者の能力向上に資するものとして、以下の内容など が考えられる
  - ① 興味深い事例の事例研究。実績のない新しい候補者向けに、典型的な事例の検討な ど、事例研究中心の内容。
  - ② 近時の傾向など over view、傾向分析を検討委員会などで行い、パネリスト候補者に共有する内容。
  - ③ 事件管理サイドからの視点での内容。
  - ④ グローバルなブランド管理を行っている、ブランド企業の法務や知財の担当など、ユーザーからの話を聞き、グローバルブランドからの申立てが増加している背景を理解することなどを目的とする内容。
- ・委託元の JPNIC は、例えば、パネリスト候補者の年齢などの適性や、事件管理者のノウハウや能力、事務局体制などについて、委託先の JIPAC の事務局としての充実を図るこ

とについて責任をもって取り組むことを求める。

・次回のパネリスト候補者研修の具体的な内容については、次回以降の検討委員会で検討す る。(井上)

### 議題 2. JP-DRP の多言語化及び WIPO との提携などについて

- ・まずは、制度をどういう内容にするかを決定して、大幅な制度変更であれば、規則変更が 必要になるだろうし、規則の中で対応できる内容であれば、補則に記載することなどを決 めればよいのではないか。中身を先に決定し、方法論はその後に決めればよい。
- ・現状では、まだ1事案のみの英語での裁定であり、もう少し事案を扱わなければ、見えて こない課題も想定され、さらに研究をする必要がある。拙速に規則改正するのには懸念が ある。
- ・登録者の利益も考慮しなければならないから、登録者が了承しなければ英語では進められ ない形でルール決めができれば問題ないのではないか。
- ・手続きをルール化して明確にするというのは一理あるが、機械的に言語を決定するという ことになるのは、申立における言語の重要性の観点からは非常に不安であり、パネリスト の裁量で、総合的な判断により決定するという原則を変えないほうが好ましい結果を生 むことになるのではないか。
- ・UDRPでは、規則には記載がない。UDRPやグローバルな一般的な形から出来るだけ離れないほうが良い。
- ・実質的にも、現実的にも、JIPAC での運用は、英語での対応が出来れば問題ないと考えるが、グローバル化の流れの中で、WIPO からのオファーもあり、多言語化への対応を切り捨ててしまうのは惜しい。
- ・多言語化への対応方法は、今後の検討課題であるが、提携の形や方法論など様々な可能性を見極まるためにも、WIPO の意向も含め一度コンタクトして話を聞く必要があるのではないか。

# 議題4. 情報公開代行サービスについて

・次回の検討とする。(井上)

# 議題5. その他

・次回検討委員会は、12月3日(金)10時から12時で開催することとする。(井上)

以上をもって、井上委員長により会議は15時00分に閉会された。

以上